

I - 4 お茶に関する文化財の保存・活用

- 文化庁において、「手揉み製茶」の登録無形文化財への登録に向けた手続を進め、令和6年10月、文化審議会が登録等について文部科学大臣に答申。
- 今後、文化財保護法に基づき、手もみ製茶技術保存会による継承（保存・活用）を図ることとしている。

【手揉み製茶とは】

「茶種の1つである煎茶、かぶせ茶又は玉露を、手作業で作り上げる伝統的なわざ」



製茶中の風景



手揉み製茶の工程（揉切り）



手揉み製茶の工程（転繰）



手揉み製茶の工程（こくり）



手揉み製茶の工程（乾燥）



完成した茶

【登録の要件】

- ① 蒸した茶葉を用いて、煎茶、かぶせ茶又は玉露を製造すること。
- ② 焙炉※1を用いて手作業にて製茶を行うこと（中上げ※2を除く）。
- ③ 大正時代に提唱された標準的な製法に沿うこと。
- ④ 形状、色沢、香気、水色、滋味のすべてにおいて手揉み茶の特質を保持すること。

※1 製茶道具の1つであり、乾燥炉のこと。

※2 助炭（製茶道具）上で茶葉から水分を排出していく製茶の工程の1つで、助炭上から茶葉を一時的に取り除くこと。

【文化審議会の答申内容（抜粋）】

登録無形文化財	保持団体
手揉み製茶	手もみ製茶技術保存会



Ⅱ－１ 茶業の抱える課題の整理

主 な 課 題		
生産	1. 茶の経営体等の減少により、生産が減少し、国内外の需要を満たせなくなることも懸念される。	管理・収穫作業の 機械化の加速化 等、これまで以上の生産性向上を通じた 生産基盤の強化 が必要。
	①小区画ほ場や急傾斜の茶園では、生産性向上に必要な機械導入が困難。	乗用型機械等の農機導入を可能とする 茶園の基盤整備 や、地域計画を活用した 担い手への集積・集約化 を進める必要。
	②被覆作業等、現状では機械化が困難な作業もあり、1戸当たりの栽培面積の増加のネックとなっている。	更なる栽培面積の増加に対応するために、 被覆作業等の機械化 や スマート農業技術の開発・導入の推進 が必要。
	③茶工場について、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換が必要。	省エネ型茶加工機械の導入等の推進により、 茶工場の計画的な省エネ化の推進 が必要。
	④茶樹の老齢化が進み、収量や品質の低下が懸念。	茶園の若返りによる収量・品質を向上する観点から、 病害虫に強く多収で、被覆適性等を有する優良品種への改植等 を推進する必要。
	2. 海外では有機栽培茶や抹茶の需要が高まっている一方、リーフ茶の国内消費量は減少している。	需要が見込まれる 有機栽培茶 や抹茶の原料である てん茶 への転換を進める必要。
	①有機栽培では病害虫防除、除草等に係る追加労力、てん茶生産では新たな設備導入が課題。	有機栽培に適した 耐病性品種等の開発・導入 や、効率的な 有機栽培を行うための技術開発 が必要。 また、 てん茶加工施設等の整備 が必要。
輸出	②てん茶等高付加価値茶生産への転換を更に進めるためには、安定的な取引先の確保が必要。	実需者との連携を強化 し、実需者が求める品質の茶を栽培するとともに、販路が確保され計画的な生産が可能となる 契約取引等 の推進が必要。
	3. 輸出額は増加しているものの、輸出先が米国やEU等に偏っている。	プロモーション 等により、更なる海外需要の開拓を図る必要。
消費・文化	4. 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出産地の形成が必要。	輸出先国・地域の規制やニーズに対応した茶生産 や輸出先での インポートトレランス設定 の推進等が必要。
	5. リーフ茶消費量が減少し、近年は価格が低迷。	消費の拡大や文化の振興に向けて、国内消費者やインバウンドに向けた 日本茶の魅力・情報発信、食育等の継続的な取組 が必要。

Ⅱ－２ 基本方針の検討の方向性

- リーフ茶の国内消費量が減少する中、有機栽培茶、抹茶等の海外需要拡大を背景に輸出額は過去最高を更新。
- 一方、生産現場では離農や高齢化等に伴う経営体等の減少により、栽培面積・生産量の減少ペースが増大しており、国内外の需要を満たせなくなることも懸念。



輸出の拡大など需要の変化に対応するとともに、労働生産性の高い茶生産への転換を進めること等により、国産茶の安定生産・供給を図っていく観点から、

- ① **有機栽培茶・てん茶への転換及び輸出の促進**
- ② **基盤整備・改植及びスマート農業技術等の開発・導入による生産性向上**
- ③ **日本茶の魅力・情報発信等による消費拡大**

等を進めていく必要があるのではないかと。

また、そのためには、関係者間で茶業の現状に関する共通認識の醸成を図る必要があるのではないかと。

Ⅲ 参考資料

Ⅲ－１－１	お茶の振興に関する法律	．．．．．	24
Ⅲ－１－２	現行の「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の概要	．．．．．	25
Ⅲ－２	品種の転換	．．．．．	26
Ⅲ－３	改植等による茶樹の老齡化への対応	．．．．．	27
Ⅲ－４	主産県生産量・茶種別生産上位県	．．．．．	28
Ⅲ－５	収入保険・共済加入状況	．．．．．	29
Ⅲ－６－１	スマート農業技術の研究開発及び実証・導入の推進	．．．．．	30
Ⅲ－６－２	スマート農業技術活用促進法の概要	．．．．．	31
Ⅲ－７	輸入状況	．．．．．	32
Ⅲ－８－１	消費拡大（多様な消費者層に向けたお茶の魅力発信）	．．．．．	33
Ⅲ－８－２	消費拡大（健康機能性のPR）	．．．．．	34
Ⅲ－８－３	お茶を活用した食育の推進	．．．．．	35

Ⅲ－１－１ お茶の振興に関する法律

○「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行。

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定（第2条）

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定（第3条）

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策（第4条～第10条）

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助（第11条）

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。

Ⅲ - 1 - 2 現行の「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の概要

○ 平成23年4月に「お茶の振興に関する法律」が施行され、同法律に基づく「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」（令和2年4月改定）に沿って、生産数量目標を設定し生産者の経営安定や輸出の拡大など各般の茶業振興施策を実施。

<現 状>

茶業及びお茶の文化の振興の意義

○ 国民の豊かで健康的な生活の実現に寄与
○ 中山間地域における重要な基幹作物
○ 茶業は、裾野が広く、地域経済・雇用確保の観点からも重要な産業

お茶をめぐる課題

○ 消費者の簡便化志向により、リーフ茶から緑茶飲料へ消費がシフト。
こうした変化への対応に遅れた結果、お茶の消費が伸び悩み、価格が低迷。
○ 一方、海外に目を転じると、世界の緑茶貿易量は今後も増加すると見込まれており、このような海外需要を取り込んでいくことが重要。
○ 生産面では、高齢化や繁忙期の労働力不足等により、今後お茶の生産が維持できなくなる恐れ。

<施 策 の 方 向>

今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

従来の取組の単なる延長ではなく、新たな発想のもと、国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えつつ、各産地の特徴や実情を踏まえたお茶の生産、加工、流通の取組を促進。

国内需要の長期見通し及び生産数量目標

お茶の国内需要の長期見通し : 8.6万トン (H30) → 7.9万トン (R12)
お茶の生産数量目標 : 8.6万トン (H30) → 9.9万トン (R12)
(うち輸出 0.5万トン) (うち輸出 2.5万トン)

茶業の振興のための施策

○ 消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流通の高度化
・ 多様化する消費者ニーズへの対応
・ 生産者と流通・実需者が連携した取組の促進 等 

○ 輸出の拡大
・ 海外市場の開拓の推進
・ 輸出の大幅な拡大に向けた生産・流通体制の構築
・ 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応 

○ 生産者の経営の安定
・ 産地の特色に応じたお茶の生産の促進
・ 茶樹の改植・新植の促進
・ スマート農業技術の研究開発及び実証・導入の推進 等 

○ 消費の拡大
・ 多様な消費者層に向けたお茶の魅力発信 等

○ お茶に関する情報の一元化及び活用

お茶の文化の振興のための施策

○ お茶の文化に関する理解の増進
○ お茶に関する文化財の保存・活用 

茶産地の収益力・販売力の強化、持続可能性の向上

Ⅲ－２ 品種の転換

- 改植等により、「やぶきた」から早生で高品質な「さえみどり」等への**品種転換**が図られている。
- 被覆栽培適性が高くてん茶仕向けが期待される「**せいめい**」も令和元年比で**10倍に増加**。
- 令和４年には**病害虫抵抗性を有する「かなえまる」**が品種登録され、**有機栽培等への活用**が期待される。

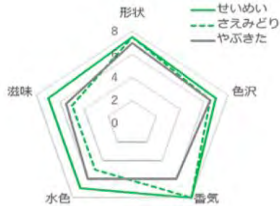
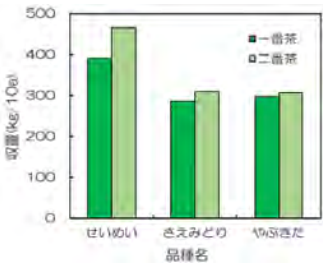
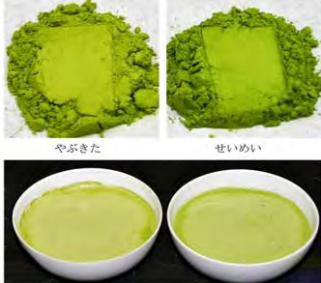
【品種別栽培面積等の推移】

	品 種																			
	早生品種						中生品種						晩生品種				てん茶向け		その他	
	ゆたか		さえ		さやま		あさ		あさ		やぶ		かなや		おく		せい			
	みどり	割合	みどり	割合	かおり	割合	つゆ	割合	のか	割合	きた	割合	みどり	割合	みどり	割合	めい	割合		
H20	2,528	5%	900	2%	758	2%	498	1%	183	0%	36,174	76%	646	1%	956	2%	0	0%	5,240	11%
R元	2,359	6%	1,494	4%	800	2%	529	1%	312	1%	26,694	72%	496	1%	1,225	3%	13	0%	3,391	9%
R5	2,212	7%	1,748	5%	755	2%	520	2%	347	1%	22,193	67%	477	1%	1,249	4%	130	0%	3,618	11%

資料：農林水産省調べ

【被覆栽培適性の高い品種「せいめい」】

「せいめい」は、被覆栽培において慣行品種よりも収量が高く、滋味（旨味）や水色（色合い）などの品質も優れている（令和２年品種登録）。



【病害虫抵抗性を有する品種「かなえまる」】

「かなえまる」は、摘採時期がやぶきたと同時期の中生品種であり、病害虫抵抗性を有することから農薬の低減が期待される（令和４年品種登録）。

